



2020年7月16日から 有機の畜産食品には JASマークが必要です！

※農産物等に関しては、現行制度が引き続き継続されます！

有機農産物とその加工食品は、「有機〇〇」などと表示するために、JAS認証とJASマーク（）が必要なのはご存じでしょうか。

2020年7月16日からは、新たに有機畜産物（牛肉、卵など）とその加工食品（ハム、チーズ、ミルクチョコレートなど）にも、JAS認証とJASマーク（）が必要になります※。

外国有機認証品は「有機〇〇」などと表示できるの？

米国、カナダ、スイス及びオーストラリアの4カ国については、日本との間で有機同等性※の取り決めがされました。

これらの国で生産され、これらの国の制度で認証された有機畜産物とその加工食品は、有機同等性を利用して輸入し、「有機〇〇」などと表示することが出来ます。

※他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うこと

有機同等性を利用した場合の手続きの違い

〈米国、カナダ、スイス及びオーストラリア〉

認証輸入業者による
有機JASマークの貼付が必要！



有機！



〈それ以外の国や地域〉

製造者が有機JAS認証を取得していなければ「有機〇〇」と表示ができない！



【対象となる畜産食品や事業者などの情報は、裏面をご覧ください。】

※ はちみつ等は、対象外となります。

※ 有機JASマークなしに「有機」等と表示した場合、農林水産大臣が表示の除去や販売の禁止等を命じることがあります。この命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）に処されることがあります。

対象となる畜産食品※の例

※ 家畜（牛、馬、めん羊、山羊及び豚）又は家きん（鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも）由来に限られます。

（加工食品の中で畜産物が5%以上含有しているものは対象）



牛肉



卵



牛乳



ハム



チーズ



バター



チョコレート



アイスクリーム



クッキー

対象となる事業者

畜産物や畜産原料加工食品の

- ✓生産者
- ✓と殺業者
- ✓流通業者
- ✓加工業者
- ✓販売業者
- ✓輸入業者

輸入業者も新たにJAS認証が必要です！

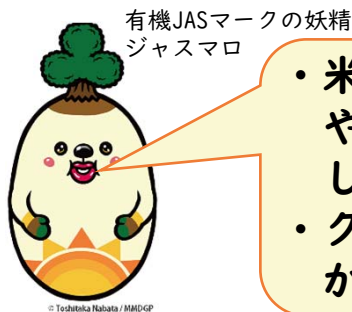
表示記載例

- 有機畜産物
- 有機畜産物〇〇又は〇〇（有機畜産物）
- 有機〇〇又は〇〇（有機）
- オーガニック〇〇又は〇〇（オーガニック）

移行期間

- 2020年7月16日以降に表示を付す場合は、規制の対象になります。これは、2020年7月16日より前に生産、製造又は加工された畜産物又はその加工食品であっても同様です。
- 輸入品については、2020年7月16日以降に輸入業者が次の作業をする場合は、規制の対象になります。

- ✓販売
- ✓販売の委託
- ✓販売のための陳列 など



有機JASマークの妖精
ジャスマロ

- ・ 米国、カナダ、スイス及びオーストラリア以外の国や地域については、製造者が有機JAS認証を取得していなければ「有機〇〇」と表示ができない！
- ・ クッキーやアイスクリームのように原材料に畜産物が5%以上含有している畜産食品が対象！

—お問い合わせ—

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

- 本部 TEL: 050-3481-6023
 - 福岡センター TEL: 050-3481-6027
 - 横浜事務所 TEL: 050-3481-6024
 - 名古屋センター TEL: 050-3481-6025
 - 札幌センター TEL: 050-3481-6021
 - 神戸センター TEL: 050-3481-6026
 - 仙台センター TEL: 050-3481-6022
- ★ ホームページアドレス <http://www.famic.go.jp/syokuhin/jas/index.html>
（農林水産消費安全技術センターは農林水産省所管の独立行政法人です）

